平成２１年（フ）第８４号
鳥取県倉吉市米田町685番地　市営住宅１号
債務者　西　　律文
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第８８号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋150番地１
債務者　谷田由美子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第８９号
鳥取県倉吉市上井397番地の23
債務者　山田　清志
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第９０号
鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢472番地１
町住１－７号
債務者　山嶺　歩夢
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１１４号
鳥取県西伯郡大山町御崎350番地
債務者　森長　和昭
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３８号
愛媛県宇和島市柿原1347番地６
債務者　木村　千代
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８１号
福岡県飯塚市山倉267番地５
債務者　髙瀬　　宏
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１０５号
福岡県飯塚市阿恵98番地２、前住所福岡県飯塚市阿恵98番地１
債務者　麹丸紀美恵
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１３４号
福岡県飯塚市高田42番地３
債務者　荒巻　順一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１３８号
福岡県飯塚市鯰田561番地１　ＭＳコーポ321号
債務者　藤原　近子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第８９１号
北九州市若松区修多羅１丁目14番６号
債務者　秋吉　謙二
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９０５号
北九州市門司区中町５番６―403号
債務者　井手　尊寛
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９２６号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目５番12―607号
債務者　坂元真由美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９４０号
北九州市門司区稲積２丁目９番29―305号
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９９３号
北九州市門司区原町別院９―２―402シャトレ別院Ⅲ
債務者　前田雄一郎
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０２０号
北九州市小倉南区徳力団地71番103号
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１１号
福岡県田川郡添田町大字中元寺4269番地
債務者　西山　純司
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１２５号
福岡県田川郡大任町大字今任原4139番地166
債務者　山野　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所田川支部